



是非…

## 安全顕彰制度(中小企業無災害記録証授与制度)を利用して労働災害防止活動の更なる推進を図りましょう!



顕彰盾

主唱 栃木労働基準監督署  
 窓口 **一般社団法人 佐野労働基準協会**  
 中央労働災害防止協会栃木県支部  
 (一般社団法人 栃木県労働基準協会連合会)

…ご利用を!

栃木労働基準監督署では、第14次労働災害防止計画(2023~2028年度の5か年計画)の目標達成のための一環として、**無災害記録維持の推進**を図っております。

この**推進運動**は、国及び中央労働災害防止協会の**安全顕彰制度(正式名:中小企業無災害記録証授与制度)**を活用し、段階を追った無災害記録の樹立を目指すことによって、事業場における自主的な労働災害防止活動の更なる推進を期待しているものです。

**各事業場におかれましては、奮ってこの推進運動に取り組み、ゼロ災職場を実現されますようお勧めいたします。**

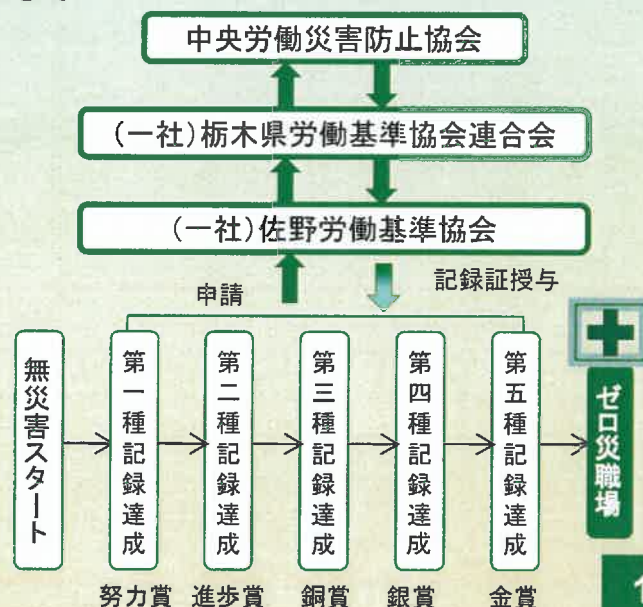
### ・ 中小企業無災害記録証制度

一定の「無災害記録」を達成した事業場には、国あるいは中央労働災害防止協会から無災害記録証が授与されますが、このリーフレットでは、特に、中央労働災害防止協会が実施している「**中小企業無災害記録証授与制度**」について取り上げておりますので、受賞を御検討の事業場については、**労働基準協会に加盟していることが前提**になります。

### ・ 事業場において実施する事項

各事業場におかれましては、次の事項を参考にして無災害記録運動に取り組んでください。

- 1 無災害記録運動への取組みについて、事業場内における組織決定
- 2 「**中小企業無災害記録点検表**」(2ページ参照)を用いた無災害の継続状況の点検・確認
- 3 (これから所定の目標を目指す場合については)現時点において樹立している無災害継続日数、目標とする無災害記録日数等の「安全表示板」の掲示(4ページ参照)
- 4 点検によって所定の無災害記録を達成していることが判明した場合、**無災害記録証交付申請書**を各地区労働基準協会へ提出する。



▪ (申請書作成のメモとしてご活用願います) **中小企業無災害記録点検表**

事業場の名称					
代表者名又は 事業者職氏名					
事業場の所在地	〒		TEL ( ) .		
所轄労働基準 監督署 名	署	企業の資本の額 又は出資の額	万円	企業全体の 所属労働者 数	名
事業場の業種 (注1)				無災害記録継続期間中における事業場の平均労働者数	
				人	
記録起算年月日	記録点検年月日		無災害記録継続日数		
年 月 日 ※1	年 月 日		日 ※2		
事業場の無災害記録継続日数と「中小企業無災害記録証授与制度」の無災害記録日数に 照らした記録該当の有無 (注2)					
有 → 一種 二種 三種 四種 五種					
無					

年 月	労働 日数	月末における 労働者数	年 月	労働 日数	月末における 労働者数
※1					
			計	※2	

注1 日本標準産業分類の中分類により記入すること。

注2 いずれかに○をつける。有の場合には、無災害記録証の交付申請を地区労働基準協会に行ってください。

※1 同じ「年月」になる。

※2 同じ日数となる。



## ・「中小企業無災害記録証制度」とは・・・

### ◎対象となる事業場

次の要件を満たしている事業場です。

- ★ 各地区の労働基準協会の会員事業場
- ★ 中小企業(資本の額又は出資の額の総額が1億円以下または労働者数が300人以下の企業)に属する事業場
- ★ 労働者数が10人以上100人未満の事業場

### ◎無災害記録とは

業務上死亡又は休業災害の発生していない状態がある一定の日数が続いた場合に無災害記録の対象となります。なお、休業災害とは、休業1日以上(災害をいい、身体障害の対象となる不休災害を含みます)の災害をいいます。

### ◎無災害記録の起算は

業務上死亡又は休業災害が発生した日の翌日から起算し、次の死亡又は休業災害が発生した前日までを無災害日数(但し、労働しない日は除く)として数えます。

### ◎労働者数はどう算出するか

雇用の形態にかかわらず事業場に属している全ての労働者を含みます。

ただし、無災害継続中に労働者数の増減があった場合は毎月末現在の労働者数の平均をその事業場の労働者数とします。

### ◎各事業場の無災害記録の達成

それぞれの事業場の業種及び規模に応じて、4ページの「中小企業無災害記録日数表」に定められている無災害日数を達成すれば、それに対応する種類の無災害記録証が授与されます。

### ◎記録証の申請の仕方は

無災害記録証交付申請書(2通)を作成し、各地区の労働基準協会に申請してください。

また、申請書は、中央労働災害防止協会ホームページよりダウンロードしてください。

(⇒ <https://www.jisha.or.jp/chusho/record/pdf/order.xls>)

### ◎記録証の授与

申請内容が規定に合致したものに対して、中央労働災害防止協会から中小企業無災害記録証が交付されます。

さらに記録達成事業場は、**栃木労働基準監督署**に連絡され、また、同協会会報、さらには、安全衛生年鑑(中央労働災害防止協会刊)に掲載されます。

### 本件に関する詳細なお問い合わせは

- ・ 栃木労働基準監督署 安全衛生課 (電話 0282-88-5498)
- ・ (一社)佐野労働基準協会 (電話 0283-24-6470)
- ・ (一社)栃木県労働基準協会連合会 (電話 028-678-2771)

なお、中央労働災害防止協会ホームページに当該制度が詳しく掲載されています。

(⇒ <http://www.jisha.or.jp/chusho/record.html>)

中小企業無災害記録日数表

		中小企業無災害記録日数表														
規模区分		10人～29人					30人～49人					50人～99人				
業種	種別	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種
		(努力賞)	(進歩賞)	(勤労)	(節減)	(金賞)	(努力賞)	(進歩賞)	(勤労)	(節減)	(金賞)	(努力賞)	(進歩賞)	(勤労)	(節減)	(金賞)
林業		400	800	1,200	1,800	2,700	300	600	900	1,350	2,050	200	400	600	900	1,350
土石採取業		1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
土木建築業		1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
設備工事業		1,400	2,800	4,200	6,300	9,450	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100
食料品製造業		800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050	450	900	1,350	2,050	3,050
たばこ製造業		800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050	450	900	1,350	2,050	3,050
繊維工業		1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
衣服・その他の繊維製品製造業		1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	850	1,700	2,550	3,850	5,750
木材・木製品製造業		650	1,300	1,950	2,950	4,400	450	900	1,350	2,050	3,050	350	700	1,050	1,600	2,400
家具・装飾品製造業		650	1,300	1,950	2,950	4,400	450	900	1,350	2,050	3,050	350	700	1,050	1,600	2,400
パルプ・紙・紙加工品製造業		1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100	550	1,100	1,650	2,500	3,750
出版・印刷・同関連産業		1,250	2,500	3,750	5,650	8,450	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100
化学工業		1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
石油製品・石炭製品製造業		1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
プラスチック製品製造業		1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
ゴム製品製造業		1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
なめし革・同製品・毛皮製造業		1,300	2,600	3,900	5,850	8,800	950	1,900	2,850	4,300	6,450	700	1,400	2,100	3,150	4,750
窯業・土石製品製造業		700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400	400	800	1,200	1,800	2,700
鉄鋼業		650	1,300	1,950	2,950	4,400	450	900	1,350	2,050	3,050	350	700	1,050	1,600	2,400
非鉄金属製造業		1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050
金属製品製造業		950	1,900	2,850	4,300	6,450	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
一般機械器具製造業		700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400	400	800	1,200	1,800	2,700
蒸気機械器具製造業		1,400	2,800	4,200	6,300	9,450	1,050	2,100	3,150	4,750	7,100	800	1,600	2,400	3,600	5,400
搬送用機械器具製造業		650	1,300	1,950	2,950	4,400	450	900	1,350	2,050	3,050	350	700	1,050	1,600	2,400
精密機械器具製造業		1,400	2,800	4,200	6,300	9,450	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100
上記以外のその他の製造業		1,400	2,800	4,200	6,300	9,450	1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	750	1,500	2,250	3,400	5,100
電気・ガス・熱供給・水道業		1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400
鉄道業		1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400
道路旅客運送業		1,050	2,100	3,150	4,750	7,100	750	1,500	2,250	3,400	5,100	550	1,100	1,650	2,500	3,750
道路貨物運送業		800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050	450	900	1,350	2,050	3,050
普通倉庫業		1,000	2,000	3,000	4,500	6,750	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
通信業		800	1,600	2,400	3,600	5,400	600	1,200	1,800	2,700	4,050	450	900	1,350	2,050	3,050
卸売・小売業・飲食店業		1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400
自動車整備業		950	1,900	2,850	4,300	6,450	700	1,400	2,100	3,150	4,750	500	1,000	1,500	2,250	3,400
機械修理業		1,150	2,300	3,450	5,200	7,800	850	1,700	2,550	3,850	5,750	650	1,300	1,950	2,950	4,400
運物サービス業		1,300	2,600	3,900	5,850	8,800	950	1,900	2,850	4,300	6,450	700	1,400	2,100	3,150	4,750
上記以外の手業		1,500	3,000	4,500	6,750	10,150	1,100	2,200	3,300	4,950	7,450	800	1,600	2,400	3,600	5,400

◆「安全表示板」の例

